

## 伐採造林届の運用見直しに伴う関係通知の改正について (線下伐採の適用除外)

### 1. 趣旨

森林法第10条の8に定める伐採造林届の運用については、令和4年度の地方分権提案を受け、本年9月29日付けで森林法施行規則の改正を行い、電線路の維持の支障となる立木の伐採を適用除外とすることとした。

本改正の令和6年1月1日の施行に向け、関係通知の改正等を行う。

### 2. 改正等の対象・内容

#### ① 伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて (計画課長通知)

- 適用除外とする伐採は、電線路の周囲（一般的な樹高程度の幅である25m以内を目安）の立木が成長・傾斜等により離隔距離を確保できなくなっている又はそのおそれがあるため、立木を伐採する場合（これらの立木の伐採、搬出に附帯する集材路の作設等の作業に伴う伐採を含む。）とする。  
〔※ 25mの目安は、倒木等により電線路に接触するおそれのある立木として、樹高幅程度の伐採を適用除外とするとの考え方の下、多様性基礎調査のデータから全国の主要樹種の上層木平均樹高が25m以下であったものが約8割であったことから設定。〕
- 電線路の周囲25mを超える範囲の立木を伐採する場合に伐採造林届の適用除外となるのかについて相談があった場合には、技術的な必要性について説明を求め、やむを得ないと認められる場合には、伐採造林届の適用除外として処理すること。
- 電気工作物の設置者から電線路の維持のための立木の伐採予定地について情報提供や相談等があった場合には、必要に応じ都道府県と連携し、伐採造林届の適用除外の可否、保安林や森林整備事業等他の制度等に基づく手続きの必要性の有無について必要な指導を行うこと。
- 線下伐採が適用除外となっても市町村森林整備計画の遵守が求められることに変わりなく、遵守違反が認められる場合には、行政指導や森林法第10条の10に基づく施業の勧告を検討すること。

※このほか、R5.3の伐採搬出指針改正を反映させる改正（伐採及び集材に係るチェックリストの修正）のほか、誤植等について修正を行う。

#### ② 電線路の維持にかかる伐採及び伐採後の造林の届出制度の運用見直しについて (新規制定：計画課長から電気工作物の設置者への通知)

- 線下伐採の適用除外の運用について、上記の内容を周知
- 電線路の維持のため目安（25m以内）を超える範囲の立木を伐採する必要がある場合には、技術的な必要性について説明を行い、伐採造林届の適用除外となるか確認を行うこと。

- ・ 伐採造林届以外の手続きが必要な場合があるため、手続きの遗漏等を防止する観点から、事業者において十分な確認を行うこと（地方自治体への相談を行うことも有効）。
- ・ 地方自治体の事務遂行のため、電線路の維持のため実施した立木の伐採について、実績等の情報提供を求められた場合には、協力すること。

(参考)

森林法施行規則（R 5. 9. 29 公布済）

二 電気事業法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者が当該事業の用に供する電線路を同法第三十九条第一項の技術基準に適合するよう維持するため当該維持の支障となる立木を伐採する場合

伐造届運用マニュアル【以下の内容の追加】

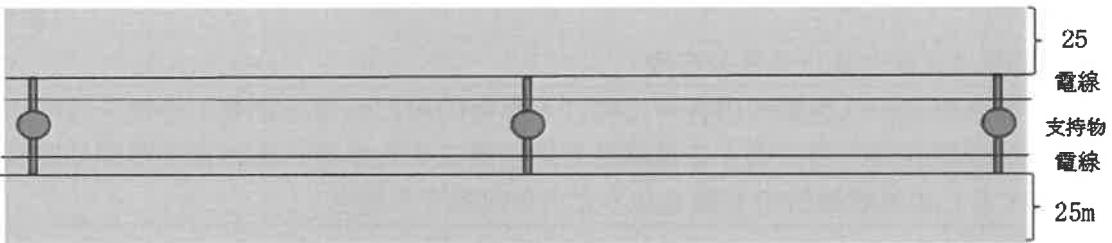
規則第 14 条第 1 項第 2 号の「当該維持の支障となる立木を伐採する場合」とは、電線路の周囲（電線路から一般的な樹高程度の幅である 25m 以内を目安とする。）の立木の成長や傾斜等に伴い、「電気設備の技術基準の解釈」（平成 25 年 3 月 14 日付け 20130215 商局第 4 号経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官通知）第 79 条、第 103 条、第 106 条又は第 108 条に定める植物との接近を防止するための措置が確保できないことにより電線路の維持に支障を及ぼす、又はそのおそれがあるため、これらの立木を伐採する場合（これらの立木の伐採、搬出に附帯する集材路の作設等の作業に伴う伐採を含む。）とします。

また、電気工作物の設置者から電線路の維持のため電線路の周囲 25m を超える範囲の立木を伐採する場合に伐採造林届の適用除外となるのか相談があった場合には、技術的な必要性について説明を求め、やむを得ないと認められる場合（例えば、電線路周囲の立木の樹高が 25m を超える場合や、地形条件等から倒木等が生じた際に 25m より遠方の立木が電線路に近接するおそれがある場合が考えられます）には、伐採造林届の適用除外として処理します。なお、伐採造林届書の提出がなく、電線路の周囲 25m を超える範囲の立木の伐採が実施され、電気事業者の説明から技術的必要性が認められない場合には、無届伐採（(2) ⑨参照）として適切な指導等を行います。

さらに、電気工作物の設置者から電線路の維持のための立木の伐採予定地について情報提供や伐採造林届の適用除外となるのかについての判断等の相談があった場合には、伐採造林届の適用除外の可否、保安林や森林整備事業等他の制度等に基づく手続の必要性の有無について必要な指導を行います（都道府県が担当する手続については、都道府県と連携して指導を行います）。

なお、電線路の維持に支障となっている立木の伐採は伐採造林届の対象外となるものの、当該伐採を行う者が、森林法第 10 条の 7 の規定により、市町村森林整備計画の遵守義務があることに変更はなく、実施されている伐採、造林、作業路の作設等の森林の施業及び保護が、市町村森林整備計画（「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）を含む。）に適合していないと認められる場合には、必要な指導を行います（指導に従わない場合には、森林法第 10 条の 10 に基づく施業の勧告を検討します。）。

電線路の周囲の考え方（電線路（電線及び支持物）の最も外側から 25m 以内）



(注) 電線路から 25m以内（電線路の直下を含む）において、規則第14条第1項第2号に該当する者が行う立木の伐採は、電線路の維持に必要な伐採である蓋然性が高いものとして取り扱います（附帯作業を含め、25mより遠方の立木の伐採は個別に必要性を判断します。）。